

# 「災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）」 に関する公募要領

「災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）」（以下、「応急復旧協定」という。）について、以下の通り令和3・4年度の応急復旧協定の締結希望者を公募いたします。応急復旧協定の締結を希望される方は、以下の「応急復旧協定（案）締結説明書」により、公募参加資格が確認できる申請書の提出をお願いいたします。

## 応急復旧協定（案）締結説明書

公募日

令和3年2月8日

### 1. 協定概要

#### (1) 協定名

災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）（別紙－1）

#### (2) 協定区間

災害時における河川災害応急復旧を実施する区間は、一級河川那賀川または派川那賀川、桑野川であり、別紙－2に表示する区間とする。

##### 区分①

（那賀川下流左岸）阿南市那賀川町中島地先（那賀川河口）  
～阿南市十八女町宮ノ前地先（距離標 17K／5）

##### 区分②

（那賀川下流右岸）阿南市辰巳町地先（那賀川河口）  
～阿南市加茂町大西地先（距離標 17K／5）

##### 区分③

（派川那賀川、桑野川左岸）阿南市辰巳町地先（派川那賀川河口）  
～阿南市長生町諏訪の端地先（距離標 9K／2＋60）  
（派川那賀川、桑野川右岸）阿南市豊益町大手地先（派川那賀川河口）  
～阿南市長生町権現池地先（距離標 9K／2＋60）

#### (3) 目的

地震、洪水等の異常な自然現象下において、那賀川河川事務所が管理する河川において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とする。

#### (4) 協定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 2. 公募参加資格

公募参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「C等級」に認定されている者であること及び令和3年4月1日時点において、四国地方整備局における令和3・4年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ・ 築堤工事、護岸工事、根固工事
- なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。
- (5) 次に掲げる基準を満たす技術者を配置技術者（以下、「配置技術者」という）として、配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
    - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
    - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
    - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 配置技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ③ 上記①、②について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、公募に参加出来ないことがある。
- (6) 公募参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び公募参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の公募日から提出期限の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 徳島県阿南市に営業拠点（建設業法の土木一式工事の許可を有する本店）を有すること。なお、経常建設共同企業体においては、徳島県阿南市に構成員の代表者は本店を有すること。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 応急復旧協定締結者の決定に関する事項

- (1) 応急復旧協定の締結は、2. に掲げる公募参加資格を満たしている者を行うものとする。なお、公募者数が少ない場合は、複数区間を重複して締結する場合がある。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知する。なお、選定された場合は、協定締結の依頼を併せて行うものとする。
- (3) 選定にあたっては、本店の位置、BCPの認定、技術者等により選定する。

### 4. 担当部局

〒774-0011 徳島県阿南市領家町室ノ内390  
那賀川河川事務所 工務課  
TEL：0884-22-6542  
FAX：0884-22-7062

### 5. 公募参加資格の確認等

- (1) 本公募の参加希望者は、2. に掲げる公募参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、担当官から公募参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに公募参加資格がないと認められた者は、本公募に参加することができない。
- ① 提出期間：令和3年2月8日（月）から令和3年3月8日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ② 提出場所：4. に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。  
なお、①施工実績については、平成17年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「施工実績」（様式-2）に記載する工事が、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ① 施工実績  
2.（4）に掲げる資格があることを判断できる施工実績を様式-2に記載すること。なお、記載する施工実績の件数は1件とする。
- ② 配置技術者  
2.（5）に掲げる基準を満足する事が判断できる配置技術者の資格等を様式-3に記載すること。  
※応急復旧に際し、専任で配置予定の主任技術者又は監理技術者の候補者を記載するものとする。  
※様式-3の配置技術者は、最大2名まで記載することができる。なお、申請書を確認する時点においては、専任、非専任の状況について問わないものとする。（ただし、実際に応急復旧協定に基づき工事請負契

約を行う際には、当該応急復旧に専任できる配置技術者を求めるものとする。)

③ 契約図書の写し

上記①の施工実績として記載した工事に係る契約図書の写し（施工実績内容の確認できるものを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されており、施工実績内容が確認できる場合は、契約図書の写しを提出する必要はない。

④ 資格等の写し

上記②の配置技術者に必要な資格・雇用関係等が確認できる資料の写しを提出すること。

⑤ 担当区間の希望調査

協定を希望する区間に注釈等を参照の上、様式－４に記載すること。なお、参加希望者が多数になった場合や一部の区間に集中した場合には、担当区間を調整する場合がある。

(3) その他

① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、公募参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

6. 申請書の作成等に対する質問・回答

(1) 申請書の作成等に対する質問は、以下のとおり提出すること。

① 提出方法

質問書（様式自由）の提出は、持参、郵送、FAXによるものとする。

② 提出期間

令和3年2月8日（月）から令和3年3月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③ 提出場所：4. に同じ。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

① 閲覧期間

質問を受理してから適宜に、令和3年3月8日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 閲覧場所：4. に同じ。

別紙－1

災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における河川災害等応急復旧（以下「復旧」という。）を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、洪水等の異常な自然現象下で、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧（以下「復旧」という。）に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とする。

（復旧の実施区間）

第2条 復旧の実施区間は、一級河川那賀川（那賀川下流左岸）阿南市那賀川町中島地先（那賀川河口）～阿南市十八女町宮ノ前地先（距離標 17k/5）であり、別添－1に表示する区間とする。

（復旧の実施体制）

第3条 甲は、河川において災害が発生し必要と認められるときには、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請することができるものとする。  
2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、復旧を総括的に管理する配置技術者を速やかに定めるとともに、直ちに河川の被災状況を把握し、甲の指示により当該復旧を実施するものとする。

（復旧の指示）

第4条 復旧の指示は、甲又は第2条に定める区間を担当する工務課長（以下「課長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（復旧の実施）

第5条 第3条第2項で定めた配置技術者は、復旧を円滑かつ的確に実施するため、課長と電話等の方法により密接な連絡をとらなければならない。

（復旧の完了）

第6条 乙又は配置技術者は、復旧が完了したときは、直ちに電話等の方法により甲及び課長にその旨を報告するものとする。

（復旧の実施報告）

第7条 乙は、復旧が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項により出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。  
2 工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、災害時に備え、第3条第2項の復旧に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握するとともに、災害時の実施体制が確認できる資料を協定締結後、速やかに書面により報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときには、遅延なくその資料を提出するものとする。  
3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。  
4 甲は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、遅滞なく書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧に関し、双方から要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（復旧の特例）

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する区間外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、復旧完了後、当該復旧に要した費用を、第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（協定期間）

第14条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第16条 甲は、乙の行為が協定で規定された業務の遂行にあたり、支障をきたした場合には協定を解除できるものとする。

（雑則）

第17条 この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 国土交通省 四国地方整備局  
那賀川河川事務所長 山本 卓男

乙 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

那賀川下流左岸(区分①)



「この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの（平20四復、第14号）を一部転載したものである。」

別紙－1

災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における河川災害等応急復旧（以下「復旧」という。）を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、洪水等の異常な自然現象下で、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧（以下「復旧」という。）に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とする。

（復旧の実施区間）

第2条 復旧の実施区間は、一級河川那賀川（那賀川下流右岸）阿南市辰巳町地先（那賀川河口）～阿南市加茂町大西地先（距離標 17k/5）であり、別添－1に表示する区間とする。

（復旧の実施体制）

第3条 甲は、河川において災害が発生し必要と認められるときには、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請することができるものとする。  
2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、復旧を総括的に管理する配置技術者を速やかに定めるとともに、直ちに河川の被災状況を把握し、甲の指示により当該復旧を実施するものとする。

（復旧の指示）

第4条 復旧の指示は、甲又は第2条に定める区間を担当する工務課長（以下「課長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（復旧の実施）

第5条 第3条第2項で定めた配置技術者は、復旧を円滑かつ的確に実施するため、課長と電話等の方法により密接な連絡をとらなければならない。

（復旧の完了）

第6条 乙又は配置技術者は、復旧が完了したときは、直ちに電話等の方法により甲及び課長にその旨を報告するものとする。

（復旧の実施報告）

第7条 乙は、復旧が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項により出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。  
2 工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、災害時に備え、第3条第2項の復旧に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握するとともに、災害時の実施体制が確認できる資料を協定締結後、速やかに書面により報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときには、遅延なくその資料を提出するものとする。  
3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。  
4 甲は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、遅滞なく書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧に関し、双方から要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（復旧の特例）

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する区間外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、復旧完了後、当該復旧に要した費用を、第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（協定期間）

第14条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第16条 甲は、乙の行為が協定で規定された業務の遂行にあたり、支障をきたした場合には協定を解除できるものとする。

（雑則）

第17条 この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 国土交通省 四国地方整備局  
那賀川河川事務所長 山本 卓男

乙 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇



那賀川下流右岸(区分②)

「この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの（平20四復、第14号）を一部転載したものである。」



## 災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定（案）

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における河川災害等応急復旧（以下「復旧」という。）を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、洪水等の異常な自然現象下で、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧（以下「復旧」という。）に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とする。

（復旧の実施区間）

第2条 復旧の実施区間は、一級河川那賀川  
（派川那賀川、桑野川左岸）阿南市辰巳町地先（派川那賀川河口）  
～阿南市長生町諏訪の端地先（距離標 9k/2 + 60）  
（派川那賀川、桑野川右岸）阿南市豊益町大手地先（派川那賀川河口）  
～阿南市長生町権現池地先（距離標 9k/2 + 60）  
であり、別添－1に表示する区間とする。

（復旧の実施体制）

第3条 甲は、河川において災害が発生し必要と認められるときには、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請することができるものとする。  
2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、復旧を総括的に管理する配置技術者を速やかに定めるとともに、直ちに河川の被災状況を把握し、甲の指示により当該復旧を実施するものとする。

（復旧の指示）

第4条 復旧の指示は、甲又は第2条に定める区間を担当する工務課長（以下「課長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（復旧の実施）

第5条 第3条第2項で定めた配置技術者は、復旧を円滑かつ的確に実施するため、課長と電話等の方法により密接な連絡をとらなければならない。

（復旧の完了）

第6条 乙又は配置技術者は、復旧が完了したときは、直ちに電話等の方法により甲及び課長にその旨を報告するものとする。

（復旧の実施報告）

第7条 乙は、復旧が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第3条第1項により出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。  
2 工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、災害時に備え、第3条第2項の復旧に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握するとともに、災害時の実施体制が確認できる資料を協定締結後、速やかに書面により報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときには、遅延なくその資料を提出するものとする。  
3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。  
4 甲は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、遅滞なく書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく復旧に関し、双方から要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（復旧の特例）

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する区間外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、復旧完了後、当該復旧に要した費用を、第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（協定期間）

第14条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

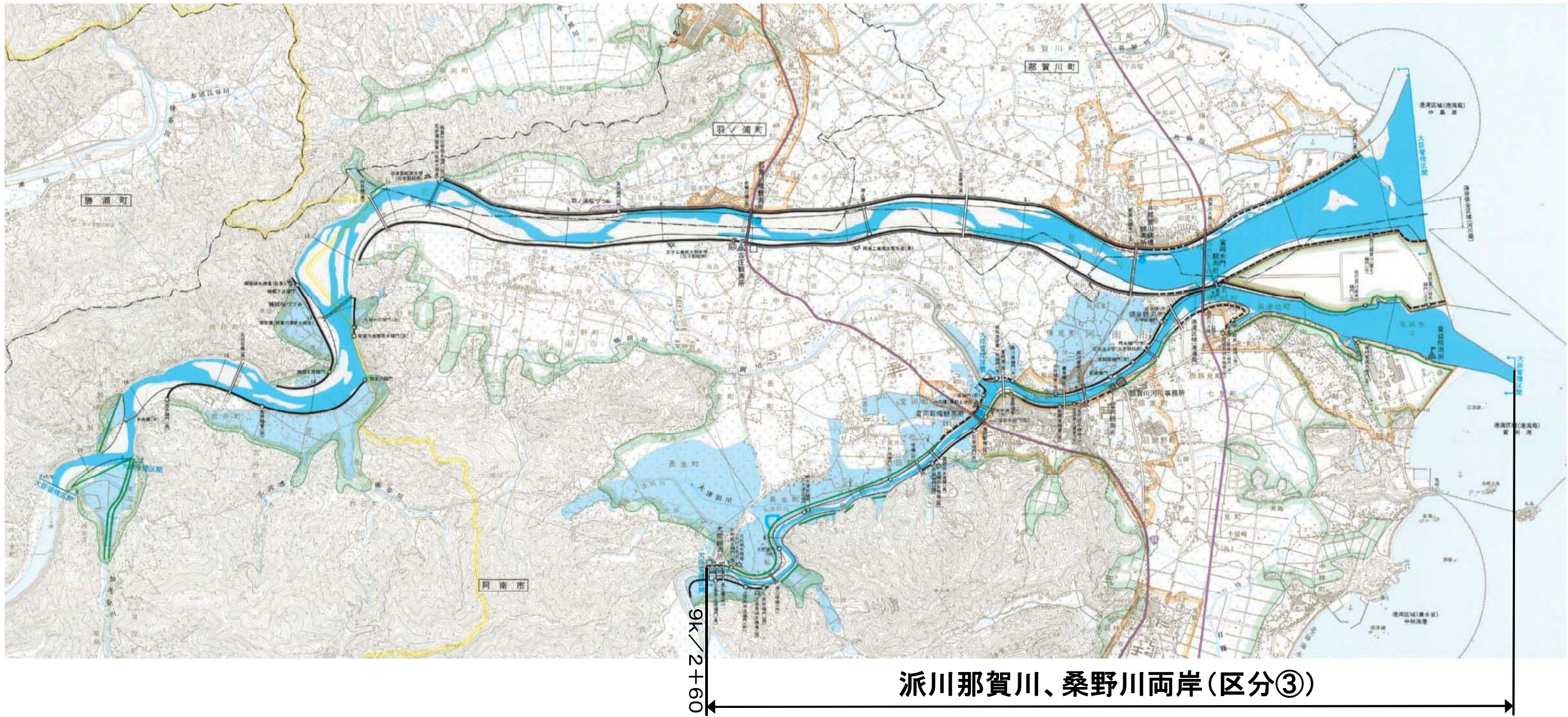
第16条 甲は、乙の行為が協定で規定された業務の遂行にあたり、支障をきたした場合には協定を解除できるものとする。

（雑則）

第17条 この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

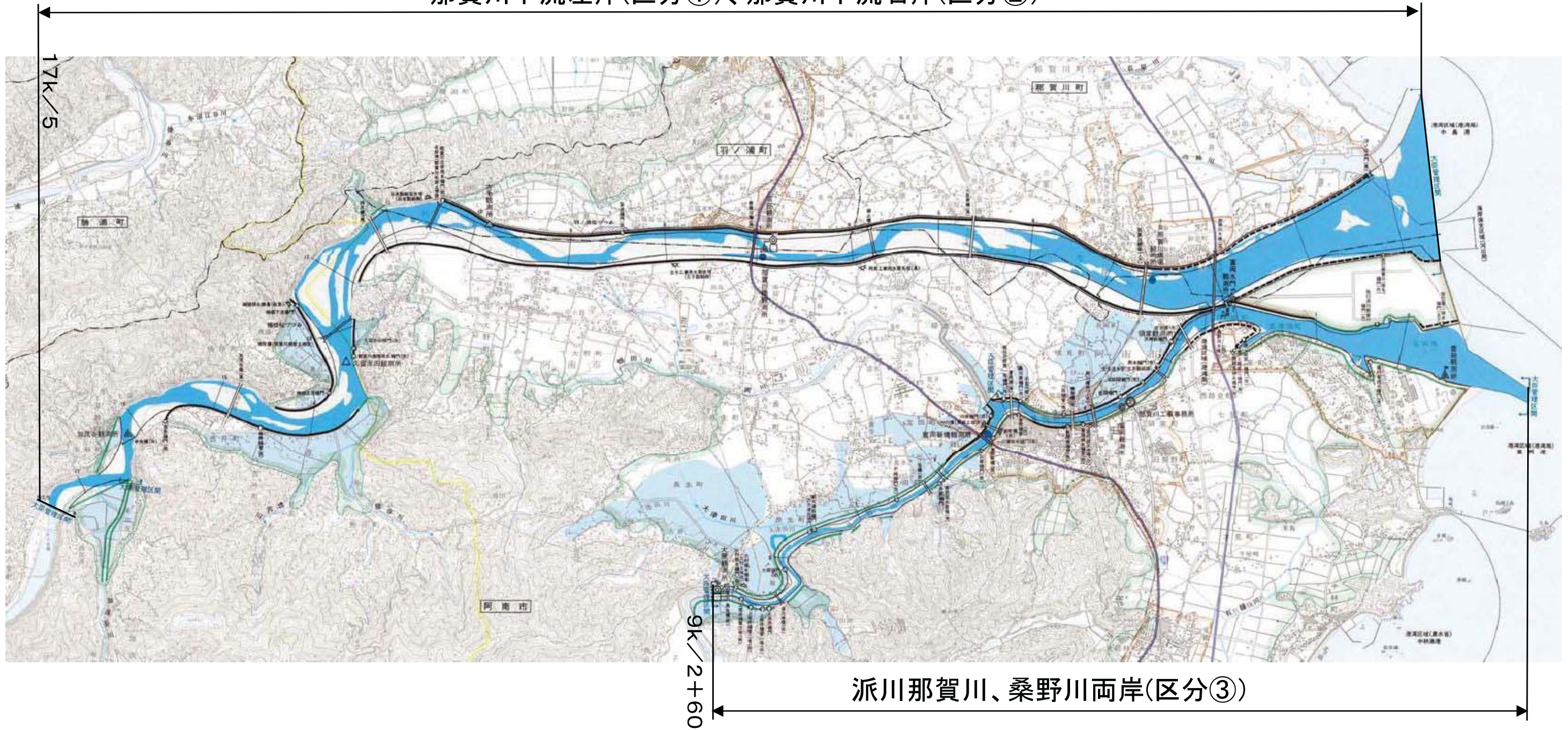
甲	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所長	山本 卓男
乙	〇〇株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇



派川那賀川、桑野川両岸(区分③)

「この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの（平20四復、第14号）を一部転載したものである。」

那賀川下流左岸(区分①)、那賀川下流右岸(区分②)



「この地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの（平20四複、第14号）を一部転載したものである。」

公募参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

四国地方整備局

那賀川河川事務所長 山本 卓男 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和3年2月8日付で公募のありました「災害発生時における河川災害等応急復旧に関する協定(案)」に係る公募参加資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 応急復旧協定締結説明書5.(2)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 応急復旧協定締結説明書5.(2)②に定める配置技術者の資格等を記載した書面
- 3 応急復旧協定締結説明書5.(2)③に定める契約図書の写した書面
- 4 応急復旧協定締結説明書5.(2)④に定める資格等の写した書面
- 5 応急復旧協定締結説明書5.(2)⑤担当区域の希望調査

【問合わせ先】

担当者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号: (代)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)

FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名))
	最終請負金額	
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受注形態	単体/JV(出資比率)
工 事 内 容	構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り(登録番号を明記)又は無し

注) 1. CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

2. CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。

3. 記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

(様式-3)

### 配置技術者の資格

[記入例]

会社名:

配置技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日(和暦)	昭和○○年○○月○○日
最終学歴	○○大学 ○○学科 ○○年卒業
法令等による資格・免許 (取得年及び登録番号)	○○施工管理技士 (平成○年○月○日 ○○○○○○○○○)

配置技術者の氏名 <sup>(フリガナ)</sup>	技術者 ○○ ○○ ○○ ○○
生年月日(和暦)	昭和○○年○○月○○日
最終学歴	○○大学 ○○学科 ○○年卒業
法令等による資格・免許 (取得年及び登録番号)	○○施工管理技士 (平成○年○月○日 ○○○○○○○○○)

- 注) 1. 配置技術者は、2. (5)①に示す資格を有した者であること。
2. 応急復旧に際し、専任で配置予定の主任技術者又は監理技術者の候補者を記載するものとする。
3. 配置技術者は、最大2名まで記載することができる。なお、当該申請書を確認する時点においては、専任、非専任の状況について問わないものとする。(ただし、実際に応急復旧協定に基づき工事請負契約を行う際には、当該応急復旧に専任できる配置技術者を求めるものとする。)
4. 配置技術者に必要な資格・雇用関係等の確認ができる資料の写しを提出すること。

(様式-4)

『担当区域希望調査票』

区 域 名	希望する区分
那賀川河川事務所管内	第1希望(区分○)、第2希望(区分○)、第3希望(区分○)

※那賀川河川事務所管内

区分① 那賀川下流(左岸 河口～17k／5)

区分② 那賀川下流(右岸 河口～17k／5)

区分③ 派川那賀川、桑野川(両岸 河口～9k／2+60)